自転車通学におけるヘルメットの着用義務化について

令和５年４月１日の道路交通法の改正により、自転車のヘルメット着用が努力義務化されたことを受けての措置です。奈良県教育委員会からの指導により、本校でも令和６年４月１日から自転車通学生（自宅から最寄り駅までも含む）のヘルメット着用を義務化します。SG（製品安全協会）や JCF（日本自転車競技連盟）など安全基準を満たしたヘルメットが推奨されていますので、費用のかかるところではありますが、お子様の安全のためにも御用意くださいますようお願いします。